

※内容は概算要求段階のものであり、今後の予算編成プロセスで変わる可能性があります。

1. 全般

- 1-1) 本プロジェクトの趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。 5
- 1-2) 実証農場の採択までどのようなスケジュールで進むのか。
- 1-3) 一貫した形での技術体系の実証を行う必要性は何か。
- 1-4) コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。

2. 実施体制

- 2-1) 研究主体はどこになるのか。 6
- 2-2) 本プロジェクトの実施体制はどのようになるのか。
- 2-3) 実証の実施体制について、何か制限はあるのか。
- 2-4) 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。
- 2-5) 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。 7
- 2-6) 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。
- 2-7) 本プロジェクトにベンチャー企業も参画できるのか。
- 2-8) 導入する農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要があるのか。
- 2-9) 自社が有している要素技術の提供を行いたい、何か方法はあるのか。
- 2-10) コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。 8
- 2-11) 農研機構が研究コンソーシアムの構成員となることはあるのか。
- 2-12) 構成員のエフォートの下限はあるか。
- 2-13) 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。
- 2-14) 予算管理を外部に委託することは可能か。
- 2-15) データ解析やコンソーシアムに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。 9
- 2-16) 農研機構と代表機関、コンソーシアム内の契約方法はどのようになるのか。

3. 実施期間

- 3-1) 実施期間が2年間であるのはなぜか。

- 3-2) 実証は31年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。 10
- 3-3) 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいのか。
- 3-4) 4月の採択であっても水稻は田植えに間に合わない。この場合どうなるのか。

4. スマート実証農場について

- 4-1) 本プロジェクトの対象となる実証農場とはどのようなものか。
- 4-2) 実証を行う農場の規模要件はあるのか。
- 4-3) 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。
- 4-4) 生産者のほ場は借り上げるのか。 11
- 4-5) 中山間地で行う場合でもよいのか。
- 4-6) 一地区あたりの予算規模はどの程度を考えているのか。(上限はあるのか。)
- 4-7) 対象品目に制限はあるのか。
- 4-8) 1県から複数の技術体系を応募することは可能か。
- 4-9) 1つのコンソーシアムで複数の品目を実証してもよいのか。
- 4-10) 一貫体系の中の個別技術をそれぞれ別の農場で実証することは可能か。 12
- 4-11) 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。
- 4-12) 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があるのか。
- 4-13) 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本プロジェクトの対象となるのか。
- 4-14) 実証農場への視察の受け入れ基準はあるのか。(県外でも受け入れる必要があるのか。)
- 4-15) 経営分析の対照区の設定はどうするのか。 13
- 4-16) 規制(ドローンの無人航空等)にはどう対処するか。

5. スマート実証農場の申請について

- 5-1) 実証プロジェクトに応募したいが、どのような手続きを踏めばよいのか。
- 5-2) 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。
- 5-3) 目標の内容はどのようなものにすれば良いか。
- 5-4) 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となるものはないか。 14

5-5) 新たに導入する要素技術の組合せは、国から示されたイメージに従わなければならないのか。

5-6) 目標設定や一貫体系の技術の他にどのような要件があるのか。

6. 研究費の対象について

6-1) 実証する技術・機械等はどのようなものが対象となるか。

6-2) イメージの資料で取り上げられていない機械、例えばベンチャー企業が開発した機械でも整備費の対象となるか。

6-3) スマート農業技術カタログに載っていない技術は対象となるか。 15

6-4) 海外の技術は対象となるか。

6-5) 新しい品種や資材は対象となるか。

6-6) 農業機械等を導入する際は購入するのか。

6-7) 本プロジェクトにおいて利用する機械の利益排除の考え方いかん。

6-8) 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。 16

6-9) 既存設備等の改良・改造は、対象となるか。

6-10) 事業を行うための土地改良に係る経費は、研究費の対象となるか。

6-11) 2年目に新たに機械を導入することは可能か。

6-12) 本プロジェクトの中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。

6-13) システムの導入費、改良費は対象となるか。

6-14) 研究費の対象となる人件費は具体的に何か。

6-15) 本プロジェクトで必要となる農業生産費（資材費、地代、販売管理費等）は対象となるのか。 17

6-16) 実証に参画する農家に対する対価は、何が対象となるのか。（研究に参画する協力金は支払えるのか。）

6-17) 採択された場合、研究費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）

7. 採択について

7-1) 実証を行う農場の採択はどのようなスケジュールで行うのか。 18

7-2) 実証を行う農場はどのような基準で採択するのか。

7-3) 審査は誰が行うのか。

7-4) 営農類型や地域ごとに採択数の目安はあるのか。

7-5) 実証を行う農場は1県1地区なのか。また、委託費は1地区1億円なのか。

8. 実証期間中について

- 8-1) 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。 19
- 8-2) 生産した農産物の取扱はどうなるのか。
- 8-3) 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。
- 8-4) 農研機構からの指示に必ず従わなければならないのか。
- 8-5) 事業の一部を再委託することはできるのか。
- 8-6) 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。 20

9. データの取扱いについて

- 9-1) すべてのデータを農研機構に提供するのか。
- 9-2) 収集したデータなどの権利はどのようになるのか。
- 9-3) コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。
- 9-4) 収集したデータはどのように公表されるのか。

10. 実証終了後について

- 10-1) 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。
- 10-2) 本プロジェクトで得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。 21
- 10-3) 農研機構がデータ分析を行うが、その研究成果は農研機構とコンソーシアムとの共同成果となるのか。
- 10-4) 目標が達成できない場合は研究費を返還しなければならないのか。

【全般】

問1-1 本プロジェクトの趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。

本プロジェクトは、近年、技術発展の著しいロボット・ドローン・AI、IoT等の先端技術を、生産から出荷まで一貫した体系として導入することや、経営面も含めたデータの分析・解析を通じ、スマート農業の技術体系の社会実装の加速化を目指すものです。

問1-2 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

31年度予算決定後、速やかに実証に着手できるよう、31年度予算概算決定後（31年1月）に公募を行い、31年3月末までに実証を行う農場を決定したいと考えています。

問1-3 一貫した形での技術体系の実証を行う必要性は何か。

一貫した形での技術体系の実証を行うことについては

- ① 収益等の経営分析により、経営実態により即したものと感じられることから、今後農業者がスマート技術を導入する際の参考にできる。
 - ② 実証を行う農場を関係者に広く見てもらうことのできる場とすることにより、一連の技術体系の効果を関係者が身近に確認することができる。
 - ③ 複数の技術の相乗効果として総合的に評価できる。
- といった効果があるものと考えています。

問1-4 コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。

実施計画に従い、実証を行う農場において、計画段階で目標に掲げられた項目等についてデータを収集し、達成状況を確認の上、各コンソーシアムで取りまとめて実施報告書等で報告していただきます。

また、経営評価に必要な、実証圃場の生産物に対しての製造原価を算出できるだけの会計記録、実証対象の技術導入前後の作業別労働時間の比較が可能な農作業日誌の記録、実証対象技術を利用した機器の稼働記録などについてはデータの提供・利用規約に基づく契約を締結の上、農研機構に提供いただきます。なお、より詳細には公募までにお示しする予定です。

【実施体制】

問 2-1 事業主体はどこになるのか。

農研機構を予定しています。

問 2-2 本プロジェクトの実施体制はどのようになるのか。

事業主体である農研機構が公募し、外部有識者で構成される審査委員会による審査を経て採択された研究コンソーシアムに研究委託する形を想定しています。

(農研機構(事業主体))

公募・採択(審査委員会の運営)、各々の研究計画や研究実施に係る指導・助言、横断的な評価に必要なデータの分析・解析を行います。

(実証の実施主体)

農研機構と委託契約を締結し、農研機構の指導・助言も踏まえつつ、一貫した技術体系による営農とデータ収集等の実証に取り組んでいただきます。構成は、農業者や農業機械等のメーカー、研究機関、普及指導組織、行政等で構成するコンソーシアムの形式を想定していますが、実証に支障がなければ構成員は問いません。

問 2-3 実証の実施体制について、何か制限はあるのか。

実証の実施体制については、機械等の整備、営農やデータ収集等の進行管理、農研機構との調整を綿密に行っていただける体制を整えてください。

なお、構成員の中から、責任者となる「研究リーダー」と農研機構との調整や構成メンバーへの情報伝達・調整を行う「進行管理役」を明確にさせていただくこととしています。

特に、進行管理役は、本プロジェクトの中核的な役割を担うとともに、今後の地域のスマート農業の伝道師的な役割を担うことを期待しており、本実証研究へのエフォート(年間全仕事時間を100%とした際の当該事業に割く時間配分率)が低くなるような人は避けてください。

なお、研究リーダーと進行管理役は兼務して構いません。

問 2-4 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。

機械のシェアリングや共同出荷に取り組む場合など、提案の内容によっては複数の農家が参画する場合もあり得ると考えられます。その際には、経営分析を行う範囲を明確にしてください。

なお、本プロジェクトは技術実証のためのものであり、地域の農家に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、ご注意ください。

問 2-5 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

経営分析を行う農業者（経営体）を特定していただければ、部会や生産団体等の法人化されていない組織で参画することも可能です。その場合、コンソーシアム内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

（なお、研究代表機関については、法人である必要があります。）

問 2-6 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。

全ての農業者が参画する必要はありません。

いずれにせよ、実証を行う農場として実証を行う範囲および経営分析の位置づけを明確にしてください。

なお、本プロジェクトは技術実証のためのものであり、地域の農家に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、ご注意ください。

問 2-7 本プロジェクトにベンチャー企業も参画できるのか。

本プロジェクトは、我が国のスマート農業の技術を総結集するものであり、ベンチャー企業の参画に問題はありません。積極的な参画を期待しています。

問 2-8 導入する農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要があるのか。

コンソーシアムの構成員となっている方が望ましいと考えますが、いずれにせよ、コンソーシアムとしてデータを収集し、必要に応じて農業機械等の改良等を行い、技術体系の最適化、普及に取り組む体制を整えてください。

問 2-9 自社が有している要素技術の提供を行いたい、何か方法はあるのか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を平成 30 年 8 月 31 日に公表したところです。

引き続き、スマート農業に関する技術の提案を受け付けているので、お申し出ください。

問 2-10 コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。

要件ではありません。

問 2-11 農研機構が研究コンソーシアムの構成員となることはあるのか。

農研機構の開発技術を導入普及する場合は、コンソーシアムの構成員となることがあります。ただし、課題の審査は外部委員による審査委員会で行いますので、農研機構が参画するコンソーシアムも他のコンソーシアムと同等に取り扱われます。（農研機構が参画していることで有利になることはありません。）

問 2-12 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、コンソーシアムとしてデータの収集や機械等の改良等に適切に対応できる体制を整備してください。

なお、進行管理役については、他と同じくエフォートに数値的な基準は設けないものの、本プロジェクトの進行管理を担うとともに、今後の地域のスマート農業の伝道師的な役割を担うことを期待しており、本プロジェクトへのエフォート率が低くなるような方の採用は避けてください。

問 2-13 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

特に制限はありません。当該自治体の財政ルールに従ってください。

（例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上でコンソーシアムとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。）

問 2-14 予算管理を外部に委託することは可能か。

研究代表機関が他の研究機関へ資金を配分するための経理事務体制等を十分に有していない場合、研究代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシ

アム内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。

(例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、研究管理運営機関の設置を認めることがある。)

問 2 - 15 データ解析やコンソーシアムに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。

プロジェクトの進行管理委員会を設置するとともに、その下に営農体系責任者を配置し、また、各コンソーシアムには農研機構内外の専門家を配置して、指導・助言に対応することとしています。

問 2 - 16 農研機構と代表機関、コンソーシアム内の契約方法はどのようになるのか。

契約については、農研機構（理事長）とコンソーシアム（代表機関）との委託契約になります。コンソーシアム内の契約につきましては、コンソーシアム内の規約等（ひな形を提示予定）を代表機関で準備いただき、コンソーシアム内の構成員の皆さまの同意をいただく方式を予定しています。

【実施期間】

問 3 - 1 実施期間が 2 年間であるのはなぜか。

本プロジェクトは、スマート農業の速やかな社会実装に資するため、可能な限り短期間で集中的に実施するものと考えています。ロボット新戦略で掲げた「2020 年に目指すべき姿」等の達成を図るべく、実施期間は 2 年間としています。

(参考)

○ロボット新戦略（27 年 2 月日本経済再生本部決定）

【2020 年に目指すべき姿】

- ・省力化などに貢献する新たなロボットを 20 機種以上導入
- ・自動走行トラクターの現場実装を実現

○未来投資に向けた官民対話（28 年 3 月 4 日）

【総理発言】

農業に最先端技術を導入します。2018 年までに、圃場内の農機の自動走行システムを市販化し、2020 年までに遠隔監視で無人システムを実現できるよう、制度整備等を行ってまいります。

問3-2 実証は31年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。

2年間という短期間のプロジェクトであるため、可能な限り早いタイミングで事業を開始するようにしてください。

問3-3 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいか。

実証開始後速やかに必要な農業機械等を調達できるよう、コンソーシアムで十分準備を行った上で応募してください。なお、農業機械の調達や実証開始のスケジュールについては実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査の際にも確認します。

問3-4 4月の採択では間に合わない作業はどうなるのか。また、2年間の実証期間では、同じ作型で2回実証できない場合もあるがよいか。

31年度に間に合わない部分の実証については、32年度に行ってください。

【実証を行う農場について】

問4-1 本プロジェクトの対象となる実証農場はどのようなものか。

ロボット、農業機械、ICTのような生産性向上を図る要素技術を生産から収穫まで一貫した形で体系的に組み立て、これらの技術体系を実証する農場のことです。

技術体系については、大幅な生産性向上の可能性があるので、十分な現場での実証と評価が行われていない最新の技術を複数取り入れるような体系を想定しています。

問4-2 実証を行う農場の規模要件はあるのか。

具体的な数値の要件は設定しませんが、作目と機械の性能等から合理的であり、今後の農業経営に活かすことのできる規模で設定してください。

問4-3 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。

本事業は、スマート農業への経営の効果を実証する事業であるため、原則として、全ての経営面積を実証農場としていただくことを想定していますが、導入する機械・技術の性能等から

合理的であり、今後の農業経営に活かすことのできる規模と認められる場合は経営面積の一部で実証を行うことも可能です。

問４－４ 生産者のほ場は借り上げるのか。

本プロジェクトにおいては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は農業者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、ほ場借り上げ費は支給しないこととしています。

問４－５ 中山間地で行う場合でもよいのか。

本プロジェクトの実施にあたり、品目や地目、地域条件等に制限をかける予定はありません。中山間地の課題である労働力不足等に効果的なスマート農業一貫体系であれば対象となりうると考えています。

問４－６ 一地区あたりの予算規模ほどの程度を考えているのか。（上限はあるのか。）

特に制限は設けません。費用対効果を踏まえた課題としてください。

問４－７ 対象作目に制限はあるのか。

本プロジェクトの対象とする作目の制限はありません。

問４－８ １県から複数の技術体系を応募することは可能か。

可能です。なお、県単位で応募を受け付けるものではありません。

問４－９ １つのコンソーシアムで複数の作目を実証してもよいか。

複合経営による実証など、提案の内容によってはあり得ると考えられます。

問 4-10 一貫体系の中の個別技術をそれぞれ別の農場で実証することは可能か。

一貫体系で実証を行い、評価を行うことから、個別の農場で実証することは本プロジェクトでは適当ではないと考えられます。

問 4-11 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。

生産から出荷までの各過程で、一部は既存の要素技術を活用し、一部は新しい要素技術を活用した技術体系を組み立てることもあると考えています。このため、各過程全てを新しくする必要はありません。

いずれにせよ、生産から出荷まで体系化した技術により、どの程度生産性向上が図られるのか等、審査基準に基づき評価し、採択することとしています。

問 4-12 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があるのか。

全ての生育ステージごとに新たな要素技術を導入する必要はなく、現在持っている技術を活かすことも可能です。

問 4-13 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本プロジェクトの対象となるのか。

生産から出荷までは必須条件としており、さらに、加工、販売段階にも拡大することも可能です。

問 4-14 実証を行う農場への視察の受け入れ基準はあるのか。（県外でも受け入れる必要があるのか。）

実証を行う農場は、農業者等が先進的な技術体系を見られる・試せる・体験できる場として提供するものでもあり、視察等は積極的に受け入れるようにしてください。

その際、農業者のみに過度な負担が生じないように、コンソーシアムにおいて視察の受け入れや普及の方策についてあらかじめよく検討しておいてください。

また、視察の受け入れで地域を限定することは適当ではありません。

問 4 - 15 経営分析の対照区の設定はどうするのか。

対照区の設定は要件とはしていません。効果を測るための比較対象として、過去の経営や地域の標準的な経営等を検討してください。

問 4 - 16 規制（ドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、実証を行ってください。具体的には個別にご相談ください。

【スマート実証農場の申請について】

問 5 - 1 実証プロジェクトに応募したいが、どのような手続きを踏めばよいのか。

31 年度予算の概算決定後、技術会議と農研機構のホームページにおいて実証を農場を公募する予定です。

31 年度の作付けから速やかに実証に取り組んでいただけるよう、要素技術の体系化や実施体制について検討を進めてください。

問 5 - 2 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、実施体制や技術体系の内容等、実施計画について関係者が合意し、採択され次第、実証に着手できる状況にあるようにしてください。

問 5 - 3 目標の内容はどのようなものにすれば良いか。

本プロジェクトの目標については

- ①生産性向上効果（生産コスト低減、労働力削減、収益向上等）
- ②収量及び品質の向上効果

に関し、2 年間の実証研究終了後の目標を定量的に設定していただく予定です。

問5-4 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を平成30年8月31日に公表したところであり、参考になると考えられます。

なお、本情報については、随時更新していきます。

問5-5 新たに導入する要素技術の組合せは、国から示されたイメージに従わなければならないのか。

国が示したイメージに従う必要はありません。生産現場の課題に対応し、生産性向上等の効果が大きくなるような要素技術の導入、体系化をしてください。

問5-6 目標設定や一貫体系の技術の他にどのような要件があるのか。

本プロジェクトの実施にあたり農研機構の助言等に基づき対応いただくこと、スマート実証農場の会計記録、農作業の記録、機械等の稼働記録等を農研機構に提供いただくこと（データの提供・利用に関する契約締結の上で実施）、研究に支障のない範囲で他の地域からの見学や研修等に協力いただけることを考えています。

【研究費の対象について】

問6-1 実証する技術・機械等はどのようなものが対象となるのか。

機械の支援については、個別機械等の技術要件は設定せずに、一貫体系を組み立てるのに必要となるものは支援できるようにしたいと考えています。

採択にあたっては、スマート農業一貫体系が発揮する生産性や収益性の向上等の効果が高く、より波及が期待されるもの等を優先的に採択することとしています。

問6-2 イメージの資料で取り上げられていない機械、例えばベンチャー企業が開発した機械は備品費の対象となるか。

なり得ます。

問6-3 技術カタログに載っていない技術は対象となるか。

なり得ます。

問6-4 海外の技術は対象となるか。

なり得ます。

問6-5 新しい品種や資材は対象となるか。

付加価値の高い品種や新たな栽培方法等をスマート農業技術と組み合わせ、生産性や収益向上を図ることは積極的に取り入れていただきたいと考えておりますが、本プロジェクトにおいては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は農業者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、新品種や資材等については、原則、実証の対象とはなりません。具体的には個別にご相談ください。

問6-6 農業機械等を導入する際は購入するのか。

本プロジェクトでは、十分な現場での実証と評価が行われていない最新の技術を取り入れたり、改良等も行いながら実証を行う等の理由から、リース等での導入は困難であると考えられるため、農業機械等は、農研機構との契約締結後にコンソーシアムにおいて購入により調達することを想定しています。

このため、コンソーシアムにおいては、メーカー等が参画し、改良等にも十分に対応できる体制としてください。

なお、購入での調達を必要とする特段の理由がない場合は、経済性の観点からリースでの導入をご検討いただくこととなります。具体的には個別にご相談ください。

問6-7 本プロジェクトにおいて利用する機械の利益排除の考え方がいかに。

構成員が自ら担当する研究目的に応じて、自社及び100%子会社（孫会社）の製品を委託経費に計上する場合は、製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額を計上することとなります。

具体的な利益排除の方法や代理店を通じて機械を調達する等の場合には、個別に相談ください。

問6-8 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。

本プロジェクトでは、原則として、園芸ハウスや畜舎等を建設することは想定していません。具体的には個別にご相談ください。

問6-9 既存設備等の改良・改造は、対象となるのか。

研究のための要素技術として取り扱うことが出来るのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

なお、改良・改造を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、農研機構との契約に基づき、研究目的で継続使用していただきます。

問6-10 事業を行うための土地改良に係る経費は、研究費の対象となるか。

技術体系を実証する圃場はコンソーシアムで用意していただくことを想定しており、原則として土地改良の経費は対象とはなりません。

(水管理システムを導入する際の升の設置などはありませんが、プロジェクト終了後の取扱を予め定めておく必要があります。)

問6-11 2年目に新たに機械を導入することは可能か。

機械は1年目（スマート実証農場の整備時）に導入してください。

問6-12 本プロジェクトの中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。

本プロジェクトでは、基本的な要素技術の開発ができていない機械や技術をただちに導入し、現場での意見を踏まえ、最適な技術体系の確立に取り組むことを想定しており、一から技術開発をするような内容はなじまないと考えます。

具体的には、個別にご相談ください。

問6-13 システムの導入費、改良費は対象となるか。

対象となります。

問6-14 研究費の対象となる人件費は具体的に何か。

次のとおりとなります。

人件費：研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：研究補助員（アルバイト、パート）の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問6-15 本プロジェクトで必要となる農業生産費（資材費、地代、販売管理費等）は対象となるのか。

本プロジェクトの対象は、

- ① 生産から出荷までの一貫した技術体系を構築するために新たに必要となる機械・設備
 - ② 実証を行う農場において、実証内容の検討やデータ収集等に必要となる経費（具体的には、実証検討委員会の経費（旅費、謝金、会議費など）や構成員の旅費、消耗品など）
- であり、資材費、地代、光熱動力費等の生産者が通常の営農活動で必要となる経費については、対象となりません。

問6-16 実証に参画する農家に対する対価は何が対象となるのか。（研究に参画する協力金は支払えるのか。）

本事業では、経営評価を行うため、農家の皆さまにもコンソーシアムの構成員となっただくことを予定しています。

コンソーシアムの構成員になっていただきますと、本プロジェクトに関わるデータ作成などの業務に係る人件費、会議等のための旅費等の実費をお支払いすることができます。

問6-17 採択された場合、研究費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）

農研機構とコンソーシアムとの委託契約を締結する際、契約書には2年分の支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、概算払請求書を提出いただいてから1ヶ月以内にお支払いします。

【採択について】

問 7-1 実証を行う農場の採択はどのようなスケジュールで行うのか。

予算成立後、速やかに実証が行える環境を整えたいと考えているところです。

具体的には、31年度予算の概算決定後、農研機構から公募を行い、30年度内に審査委員会を開催し実証を行う農場を決定することとし、予算決定後に速やかに実証に取りかかることができるようにする予定です。

問 7-2 実証を行う農場はどのような基準で採択するのか。

採択に当たっては、

- ① 技術体系の効果（生産性向上、収量や収益の向上等の効果の大きさ及び目標の実現可能性が十分にあるか）
 - ② 普及可能性（実証する技術体系等が他地域等の現場に広がる可能性が十分にあるか）
 - ③ 実証規模（今後の農業経営に活用できる規模となっているか）
 - ④ 実施体制（農研機構との調整、データ収集等が円滑に取り組める体制となっているか）
- 等について総合的に審査して決定する予定です。

問 7-3 審査は誰が行うのか。

実施計画の審査は農研機構から独立して設置する審査委員会（外部有識者及び行政委員から構成）で行います。

問 7-4 営農類型や地域ごとに採択数の目安はあるのか。

営農類型や地域ごとに採択数の枠は設定しませんが、採択基準に達したもののなかで、地域や作目のバランスは考慮します。

問 7-5 実証を行う農場は1県1地区なのか。また、委託費は1地区1億円なのか。

そのような採択の枠は設定していません。

【実証研究の実施期間中について】

問 8-1 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。

本プロジェクトにおいて、農家の生産活動に特段の制約はありません。実施計画に沿って技術体系の確立に向けて生産活動に取り組んでください。

ただし、新たに導入した技術体系について、技術の効果を高める視点で農研機構と綿密に調整しながら進めることとなるので、機械の活用方法や栽培管理への対応、資材購入等のデータ提供等に協力していただく必要があります。

問 8-2 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。

生産された農産物は農業者に帰属し、販売収入も農業者のものとなります。販売先や価格設定についても、農業者の判断で行っていただいて構いません。

ただし、販売量、販売先、価格等のデータについては、経営分析に必要なデータ提供・利用に係る契約を取り交わした上で農研機構に提供していただきます。

問 8-3 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。

対象となります。ただし、管理のマニュアル等に従って適切な営農をされていることが前提となりますので、収量減少が見込まれる際に農業者が行う、事故発生の通知の際に、ほ場の状況や農作業日誌を確認することがあります。

問 8-4 農研機構からの指示には必ず従わなければならないのか。

農研機構からの助言等は、技術体系の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 8-5 事業の一部を再委託することはできるのか。

実証の業務を再委託する必要性はないと考えます。必要なメンバーはあらかじめ構成員に加えるようにしてください。具体的には個別にご相談ください。

問 8-6 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうか。

研究費は農研機構から代表機関に配分されます。代表機関は、経理責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

【データの取扱について】

問 9-1 すべてのデータを農研機構に提供するのか。

実証において収集するデータのうち、農研機構に提供していただくデータのひな形を示す予定です。

問 9-2 収集したデータなどの権利はどのようになるのか。

データの権利や契約方法（データ提供・利用規約等）については、現在整理を行っており、公募までにお示しする予定です。（データの所有権を持つデータオーナーは、基本的には農業者となると考えています。）

問 9-3 コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。

コンソーシアムで取得したデータの取扱はコンソーシアムで協議の上、活用してください。

問 9-4 収集したデータはどのように公表されるのか。

収集したデータが、農業者等データオーナーとの了解なく生データのまま公表されることはありません（データの利用については、データ提供・利用規約等を定める予定。）。個人情報に配慮した上で、解析後のデータについては成果報告書等として取りまとめられます。

【実証終了後について】

問 10-1 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。

本プロジェクトで農業機械等を導入する際には、農研機構との契約後に研究コンソーシアムで調達していただき、実証終了後、農業機械等は農研機構に引き渡し手続きを行っていただく

こととなります（実証期間中の軽自動車税等は一般管理費において計上可能）。

ただし、農研機構との契約の上、研究データ収集等をしていただく場合には、引き続き生産者に貸与する方針です。

問 10-2 本プロジェクトで得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本バイ・ドール条項（産業技術力強化法第 19 条）に基づき、原則、確認書の提出など一定の手続きを行っていただいた上で、委託先（技術を開発した研究者）に帰属することとなります。

なお、帰属する特許の取扱いについては、あらかじめ研究コンソーシアムの構成員間で協定等を締結しておく必要があります。

問 10-3 農研機構がデータ分析を行うが、その研究成果は農研機構とコンソーシアムとの共同成果となるのか。

コンソーシアム内の参画者により収集・解析された個別の成果については、コンソーシアムの成果として発表いただきたいと考えております。また、契約により農研機構に提出された経営評価に係るデータについては、全事業対象を横断的に解析した後、農研機構の成果として発表していく予定です。

問 10-4 目標が達成できない場合は研究費を返還しなければならないのか。

実証成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由が研究コンソーシアムの実証に対する準備が十分でなかったり、試験に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、試験そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることとがあり得ます。